

学校法人冬木学園 監事監査規則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人冬木学園(以下「学園」という。)の運営の透明性の確保、教育研究機能の向上および財政の基盤確立等に寄与するため、学園監事により行なう監事監査に関し、必要な事項を定める。

(効力)

第2条 学園における監事監査の基本事項は、私立学校法第37条第3項および学園寄附行為第15条に規定するほか、この規則に定めるところによる。

(監査計画)

第3条 監事は、重要性、適時性およびその他必要な要素を考慮して監査方針を立て、適切に調査対象および方法を選定し監査計画を作成する。

2 監事は、組織的かつ効率的に監査を実施するため、監査業務の分担を定めることができる。

(業務監査)

第4条 監事は、学園の業務が法令および寄附行為等に準拠して適正に執行されているかどうかを監査する。

2 監事は、次の各号に掲げる事項について検証すべく事業監査を実施する。

(1) 理事会により定められる事業内容が、建学の精神・理念および公共性の要請に沿っているか。

(2) 理事会により定められる事業内容が、学園の明確なビジョンおよび将来計画等に基づいた経営方針や社会的存在理由に則しているか。

3 監事は、次の各号に掲げる事項について検証すべく執行監査を実施する。

(1) 学園の業務執行が経営方針に準拠しているか。

(2) デイスクロージャーを推進しているか。

(3) 自己点検・評価および第三者評価をもとに、学園の業務執行が行なわれているか。

(会計監査)

第5条 監事は、会計業務が学校法人会計基準に準拠し、また学園経理規程に基づき執行されているかどうかを監査する。

2 監事は、期中会計監査において、内部統制組織の信頼性を検証し、取引記録等の妥当性を検証する。

3 監事は、期末会計監査において、資産については実在性、負債については網羅性、基本金については合目的性、予算については資金収支および事業活動収支の妥当性を検証し、期末の財政状況を確認する。

(理事の業務執行状況監査)

第6条 監事は、学園の理事が学園の目的の範囲外の行為その他法令や寄附行為に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがないかどうかを監査する。

(監査の実施方法)

第7条 監事は、次の方法により業務監査、会計監査および理事の業務執行状況監査を実施する。

(1) 業務状況の聴取

- (2) 理事会議事録その他重要な文書の閲覧
- (3) 会計に関する帳簿および書類等の調査
- (4) その他監査の実施に必要な事項についての報告の聴取または調査

(監査報告書の作成)

第8条 監事は、毎会計年度、業務監査、会計監査および理事の業務執行状況監査の結果を踏まえ、検討および協議を経て正確かつ明瞭に監査報告書を作成する。

2 前項の監査報告書には、作成年月日を付し監事全員が署名捺印する。

3 監事は、学園の継続性に重大な疑義が認められる場合には、その旨を監査報告書に追記しなければならない。

(報告等)

第9条 監事は、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会および評議員会に提出し、監査の実施状況とその結果を報告する。

2 監事は、その期の重点監査項目に関する監査ならびに特別に実施した調査等の経過および結果を理事会に報告し、必要な場合には助言または勧告を行なう。

(公認会計士との連携)

第10条 監事は、財産の状況を監査するにあたり公認会計士(監査法人を含む。以下同じ。) から報告を求めるとともに、必要に応じ公認会計士に対し専門的事項の調査を委任することができる。

(内部監査)

第11条 内部監査については、別に定める。

(改廃)

第12条 この規則の改廃は、評議員会に諮問の上、理事会の議を経て理事長が行なう。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。